

(趣旨)

第1条 この要綱は、宍粟市補助金等交付規則（平成17年宍粟市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、再生可能エネルギー利用促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 規則第2条の2の規定による補助事業等の名称、目的、内容、補助対象経費及び補助率又は補助金額等に関しては、別表に定めるとおりとする。

(別に定める事項)

第3条 規則第3条、第8条第1項及び第14条に規定する申請書等に添付を要する市長が別に定める書類及び市長が指定する期日、規則第10条第2項の規定による着手・完了届、規則第11条第1項第1号に規定する市長が別に定める軽微な変更、規則第16条第2項に規定する概算払及び規則第22条第2項に規定する別に定める処分制限期間は、別表の別に定める事項欄に定めるとおりとする。

(特例)

第4条 市長は、補助事業の目的に照らして、特に必要があると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成34年3月31日をもって失効する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以降に申請のあった補助事業について適用し、施行日前に申請のあった補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以降に申請のあった補助事業について適用し、施行日前にあった補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業の名称	再生可能エネルギー利用促進事業
補助事業の目的	グリーンエネルギー機器の購入、木質バイオマス燃焼機器（以下「燃焼機器」という。）の購入及び木質バイオマス燃料製造設備（以下「製造設備」という。）の導入に要する費用の一部を助成することにより、再生可能エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化防止及び環境保全並びに地域経済の活性化に資する。
補助事業の対象者	購入又は導入しようとする事業の内容に応じて次のとおりとする。ただし、市税を滞納していない者に限る。 (1) グリーンエネルギー機器購入事業 ① 10kW以上の太陽光発電システム 市内の自治会 ② 小型水力発電システム 次に掲げる全ての要件を満たす者 ア 市内に住所又は事務所を有する者及び自治会 イ 電力会社との電力受給開始後（電力受給契約を締結しない場合は工事完了後）1か月以内に市内に転入又は事務所の移転若しくは新設を行う者 (2) 燃焼機器購入事業 ① 木質バイオマス暖房機器 市内に住所又は事務所を有する者 ② 木質バイオマスボイラー 次に掲げる全ての要件を満たす者 ア 市内に住所又は事務所を有する者 イ 工事完了後（工事の必要のないものは納品後）1か月以内に市内に転入又は事務所の移転若しくは新設を行う者 (3) 製造設備導入事業 市内に事業所を有し、又は工事完了後（工事の必要のないものは納品後）1か月以内に市内に事業所の移転若しくは新設を行い、かつ、当該製造設備で製造する燃料の販売を業とする者
補助事業の内容及び補助対象経費	次に掲げる事業（市内において設置又は導入する事業に限る。）に要する経費で市長が必要と認めたもの 上記(1)の事業…次に掲げる機器に応じて、それぞれに定める要件を満たすものの購入及び設置事業

	<p>① 10kW以上の太陽光発電システム 土地等に設置した10kW以上の太陽電池による発電システム（未使用品に限る。）で電力会社と電力供給契約が締結できるもの。ただし、自治会が当該システムによる売電収入を地域づくりに活かすために設置したものに限り。</p> <p>② 小型水力発電システム 水の重力エネルギーを利用して発電することができるもの</p> <p>上記(2)の事業…次に掲げる機器に応じて、それぞれに定める要件を満たすものの購入及び設置事業</p> <p>① 木質バイオマス暖房機器 木質バイオマスを燃料とする暖房機器（15,000円以上の未使用品に限る。）</p> <p>② 木質バイオマスボイラー 木質バイオマスを燃料とするボイラー機器</p> <p>上記(3)の事業…木質ペレット製造設備、チップ製造設備、薪割機、オガラライト製造設備及び炭化炉築造設備の導入事業</p>
補助率又は補助金額	<p>次のとおりとする。ただし、いずれも千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>上記(1)の事業…上限を100万円とし、補助対象経費から国県等の補助制度による補助金（以下「国県等補助金」という。）を差し引いた実支出額の2分の1以内で市長が認めた額</p> <p>上記(2)の事業…次に掲げる機器に応じて次に定める額</p> <p>① 木質バイオマス暖房機器 上限を20万円とし、補助対象経費から国県等補助金を差し引いた実支出額の2分の1以内で市長が認めた額</p> <p>② 木質バイオマスボイラー 上限を100万円とし、補助対象経費から国県等補助金を差し引いた実支出額の2分の1以内で市長が認めた額</p> <p>上記(3)の事業…上限を700万円とし、補助対象経費から国県等補助金を差し引いた実支出額の2分の1以内で市長が認めた額</p>
その他の事項	<p>この補助金の同一の補助事業対象者（補助事業の対象者と同一世帯人等を含む。）への交付は、上記の事業において、補助の対象となる機器の種類ごとに1回限りとする。ただし、上記(3)の事業に係る補助は、導入する設備の種類にかかわらず、1回限りとする。</p>
別に定める事項	<p>規則第3条関係（交付申請）</p> <p>上記(2)①の事業 添付書類…事業報告書、同意書、収支決算書、完成写真、請求書写、領収書写、設置工事等により契約書がある場合は契約書写、国県等補助金がある場合は交付決定通知書写、施工業者等が代行申請する場合は委任状、その他市長が必要と認める書類 指定期日…別途指示する。</p> <p>上記(2)①以外の事業 添付書類…事業計画書、同意書、収支予算書、見積書写、申請時点において市内に住所、事</p>

	<p>務所又は事業所を有しない者については確約書、国県等補助金がある場合は交付決定通知書写、施工業者等が代行申請する場合は委任状、上記(1)②の事業の場合は平面図、その他市長が必要と認める書類</p> <p>指定期日…工事着手（工事の必要のないものは納品）2週間前</p>
規則第8条第1項関係（額変更交付申請）	<p>添付書類…交付申請に準じる。</p> <p>指定期日…変更理由が生じて直ちに</p> <p>ただし、上記(2)①の事業については、適用除外</p>
規則第10条第2項関係（着手・完了届）	不要
規則第11条第1項関係（変更承認申請）	<p>軽微な変更…事業費の20%を超える増減以外の変更。</p> <p>ただし、上記(2)①の事業については、適用除外</p>
規則第14条関係（実績報告）	<p>添付書類…事業報告書、収支決算書、完成写真、請求書写、領収書写、設置工事等により契約書がある場合は契約書写、太陽光発電システムの購入及び設置事業の場合は電力会社との電力受給契約を証する書類写、申請時点において市内に住所、事務所又は事業所を有しない者については住民票又は法人の登記事項証明書、その他市長が必要と認める書類</p> <p>指定期日…事業完了後1か月以内</p> <p>ただし、上記(2)①の事業については、適用除外</p>
規則第16条第2項（概算払い）	不可
規則第22条第2項関係（処分制限期間）	5年